

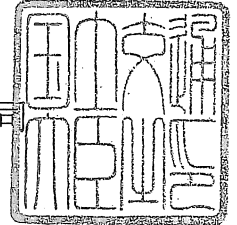
諮問文及び諮問理由



国港総第300号
平成22年 8月20日

交通政策審議会
会長 佐和 隆光 殿

国土交通大臣 前原 誠司



交通政策審議会に対する諮問について

国土交通省設置法第14条第1項に基づき、下記事項について諮問する。

記

【諮問第109号】

平成23年度予算に向けた港湾整備事業等及び港湾局所管の海岸事業（直轄事業）における新規事業採択時評価について

【諮問理由】

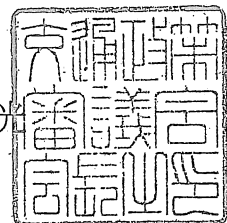
国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領に基づき、港湾整備事業等及び港湾局所管の海岸事業（直轄事業）における新規事業採択時評価について、貴審議会の意見を伺いたく諮問するものである。



国交政審(港)第 7号
平成22年 8月20日

交通政策審議会 港湾分科会
分科会長 黒田 勝彦 殿

交通政策審議会
会長 佐和 隆光



交通政策審議会港湾分科会への付託について

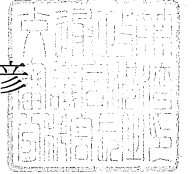
国土交通大臣から本審議会に対し、諮問第109号「平成23年度予算に向けた港湾整備事業等及び海岸事業（直轄事業）における新規事業採択時評価について」がありましたので、交通政策審議会運営規則第8条第1項の規定に基づき港湾分科会において審議され、その結果を報告されるようお願いいたします。



国交政審(港)第 9号
平成22年 8月20日

交通政策審議会 港湾分科会
事業評価部会の長 殿

交通政策審議会港湾分科会
分科会長 黒田 勝彦



交通政策審議会港湾分科会事業評価部会への付託について

交通政策審議会から港湾分科会に対し、「平成23年度予算に向けた港湾整備事業及び海岸事業（直轄事業）における新規事業採択時評価について」が付託されましたので、交通政策審議会港湾分科会運営規則第9条第1項の規定に基づき事業評価部会において審議され、その結果を報告されるようお願いいたします。